

港湾審議会第163回計画部会資料

荊田港港湾計画書

— 改 訂 —

平成9年7月

荊田港港湾管理者

本計画書は、

- ・昭和 58 年 4 月福岡県地方港湾審議会
- ・昭和 58 年 6 月港湾審議会第 102 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・昭和 60 年 10 月福岡県地方港湾審議会
- ・昭和 60 年 12 月港湾審議会第 112 回計画部会
- ・平成 3 年 4 月福岡県地方港湾審議会
- ・平成 5 年 11 月福岡県地方港湾審議会
- ・平成 6 年 2 月福岡県地方港湾審議会
- ・平成 6 年 3 月港湾審議会第 148 回計画部会
- ・平成 6 年 12 月福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	3
III	港湾施設の規模及び配置	4
1	公共ふ頭計画	4
2	木材取扱施設計画	6
3	専用ふ頭計画	6
4	水域施設計画	7
5	外郭施設計画	8
6	臨港交通施設計画	9
IV	港湾の環境の整備及び保全	10
1	港湾環境整備施設計画	10
2	廃棄物処理計画	10
V	土地造成及び土地利用計画	11
VI	その他	12
1	大規模地震対策施設計画	12

I 港湾計画の方針

苅田港は、福岡県の東北部に位置し、石炭の積出港として出発した。昭和26年には重要港湾に指定され、これを契機に本格的な港湾整備が進められ、電力会社、セメント企業、木材関連企業、自動車関連産業などの集積を背景として発展してきた。現在では、背後企業の製品、原材料を中心に外内貿貨物を取扱う物流拠点として、重要な役割を果たしており、平成7年の港湾取扱貨物量は外貿680万トン、内貿2,560万トン、合計3,240万トンに達している。

本港の背後地域における基幹産業である自動車産業は、海外への部品供給や技術提携など国際戦略の展開が進み、セメント産業は、苅田工場への集約化や半製品の流通など新たな産業展開が進んでいる。また、石炭火力発電所の建設も、平成12年の運転開始に向けて大詰めを迎えている。加えて、本港周辺においては、新北九州空港の建設や東九州自動車道の整備が進められている。

こうした本港背後圏の状況から、本港において貨物量の増加や輸送形態の変化に対応した産業・物流拠点としての機能の充実を図ることが求められている。

さらには港湾の利用者や地域住民が港や海に親しむための快適空間の創出を図ることなど、多様な要請も寄せられている。

このような情勢に対処するため、平成20年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 背後地域の生産・消費活動を支える物流拠点として、外内貿物流機能の強化を図る。
- 2) 港湾における快適な環境の創造を図るため、臨海部の特性を活

かした親水空間の充実を図る。

- 3) 港湾と背後地域との連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 4) 本港及び本港を取り巻く地域の環境の保全のため、廃棄物受入空間を確保する。
- 5) 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。
- 6) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域 1,100 ha と水域 7,400 ha からなる港湾空間を、以下のように利用する。
 - ① 新松山地区南部、松山地区南部、本港地区中央部及び南港地区中央部は物流関連ゾーンとする。
 - ② 新松山地区中央部、松山地区中央部、本港地区北西部、南部及び南港地区北部、南部は生産ゾーンとする。
 - ③ 新松山地区北東部、本港地区港奥部東側及び南港地区西部、南部南側は緑地レクリエーションゾーンとする。
 - ④ 松山地区北西部及び本港地区港奥部西側は船だまり関連ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	940 万トン
	内 貿	3,030 万トン
	合 計	3,970 万トン
入港最大標準船型		4万D/W級

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 新松山地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

1-2 本港地区

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 260 m (既定計画)

ふ頭用地 7 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既定計画)

既定計画

水深 4 m 物揚場 延長 470 m

ふ頭用地 5 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既設

水深 3 m 物揚場 延長 351 m

ふ頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-3 南港地区

鉄鋼、金属製品等の外貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 340 m

ふ頭用地 8 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既定計画

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 370 m

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

ふ頭用地 6 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既設

水深 10 m 岸壁 延長 370 m (専用)

2 木材取扱施設計画

松山地区

木材の取扱形態の変化に対応して、既設の以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深 10 m ドルフィン1バース (公共) 〕

3 専用ふ頭計画

3-1 本港地区

企業の輸送形態の変化に対応して、既定計画を削除する。

〔 既定計画
水深 7 m ドルフィン1バース 〕

3-2 南港地区

既定計画どおりとする。

〔 既定計画
水深 7.5 m ドルフィン1バース 〕

4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

4-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画

本港地区 本港航路 水深 13 m 幅員 350 m

南港地区 南港航路 水深 10 m 幅員 300 m

なお、これに伴い、南防波堤 200 m を撤去する。

4-2 泊地

新松山地区 水深 7.5 m ~ 13 m 面積 43 ha (既定計画)

本港地区 水深 13 m 面積 55 ha (既定計画)

南港地区 水深 10 m 面積 10 ha

水深 7.5 m 面積 1 ha (既定計画)

なお、これに伴い、東防波堤 170 m を撤去する。(既定計画)

既定計画

本港地区 水深 7 m 面積 2 ha

水深 4 m 面積 4 ha

南港地区 水深 10 m 面積 35 ha

5 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

新松山地区 第2北防波堤 延長 320 m (既定計画)

既定計画	
南港地区	第2南防波堤 延長 3,500 m (うち 1,066 m 既設、1,214 m 工事中)

6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道 路

臨港道路新松山 1 号線

起点 新松山ふ頭

終点 臨港道路松山 2 号線 4 車線

臨港道路松山 1 号線

起点 松山ふ頭

終点 都市計画道路荻田臨海工業線 4 車線

臨港道路南港 3 号線

起点 南港ふ頭

終点 臨港道路南港 2 号線 2～4 車線

既定計画

臨港道路新松山 1 号線

起点 新松山ふ頭

終点 臨港道路松山 2 号線 4 車線

既設

臨港道路松山 1 号線

起点 松山ふ頭

終点 国道 10 号線 4 車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を以下のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

新松山地区 緑地 20 ha

本港地区 緑地 4 ha

既定計画	
	新松山地区 緑地 20 ha
	本港地区 緑地 3 ha

2 廃棄物処理計画

浚渫土砂、産業廃棄物・一般廃棄物等 340 万 m³を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

松山地区 廃棄物処理用地 36 ha

なお、これに伴い、松山防波堤 440 m、防波堤（松山）252 m及び北防波堤 307 mを廃止する。

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭 用地	港 湾 関 連 地	工 業 用 地	交 通 機 能 地	緑 地	廃棄物 処 理 用 地	合 計
苺田沖地区				45			45
新松山地区	55	45	37	6	24		167
松山地区	10		131	11		(36) 36	(36) 188
本港地区	(7) 45	10	166	2	11		(7) 233
南港地区	39	3	384	13	21		461
合 計	(7) 149	58	718	78	56	(36) 36	(42) 1,094

- 注) 1 () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。
2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭 用地	港 湾 関 連 地	工 業 用 地	交 通 機 能 地	緑 地	公 共 用 地	合 計
苺田沖地区				45			45
新松山地区	55	45	37	6	24		167
松山地区	10		131	11			152
本港地区	(12) 52	(1) 10	166	2	9		(13) 239
南港地区	(6) 37		401	8	21	(9) 9	(15) 476
合 計	(18) 155	(1) 55	734	72	54	(9) 9	(28) 1,079

- 注) 1 () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。
2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
3 本表は、現在の土地造成及び土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。

VI その他

1 大規模地震対策施設計画

既設の施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

南港地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 230 m